

阿監第55号

令和7年9月5日

阿久根市長 西 平 良 将 様

阿久根市監査委員 花 田 清 治
同 竹之内 和 満

令和6年度阿久根市歳入歳出決算に係る健全化判断比率及び
阿久根市公営企業会計決算に係る資金不足比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和7年8月6日に審査に付された令和6年度阿久根市歳入歳出決算に係る健全化判断比率及び阿久根市公営企業会計決算に係る資金不足比率並びに算定の基礎となる資料を審査した結果について、次のとおり意見を提出します。

令和 6 年度阿久根市歳入歳出決算に係る健全化判断比率 及び阿久根市公営企業会計決算に係る資金不足比率審査意見

1 審査の対象

- (1) 令和 6 年度阿久根市歳入歳出決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類
- (2) 令和 6 年度阿久根市歳入歳出決算に基づく公営企業会計に係る資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和 7 年 8 月 7 日から同年 9 月 5 日まで

3 審査の方法

審査に当たっては、市長から審査に付された実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び資金不足比率について、その算定の基礎となる事項を記した書類が適正に作成され、その計数は正確であるか、法令等に照らし財政指標の算出過程に誤りがないか、財政指標の計算に適切な算定要素が用いられているか、健全化判断比率等の算定結果については公正な判断が行われているかに主眼を置き審査を行った。

4 文中及び表中に用いる金額の表示について

文中及び表中に用いる金額は、原則として千円未満を四捨五入し、千円単位で表示した。なお、表示の方法については、「「公用文作成の考え方」の周知について」(内閣文第 1 号内閣官房長官通知)に基づくものとした。

構成比率 (%)・構成割合 (%) は、小数点第 2 位を四捨五入し、合計が 100 となるよう一部調整した。

また、財政健全化項目のうち、該当する数値がない場合及び 0 % 未満であり、表示すべき数値が生じていない項目については、「- (ハイフン)」で表示した。

5 審査の結果

審査に付された実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

は、いずれも関係法令に準拠して適正に作成され、その結果は、正確であり、また、公正な判断が行われていると認める。

(1) 実質赤字比率

(単位：%)

年 度	実質赤字比率	早期健全化基準	財政再生基準
令和 6 年度	—	14.11	20.00
令和 5 年度	—	14.16	
令和 4 年度	—	14.19	

一般会計の実質収支額は5億4,680万円の黒字であり、実質赤字比率は、基準値である0.0%未満であることから、表示すべき数値は、生じていない。

(2) 連結実質赤字比率

(単位：%)

年 度	連結実質赤字比率	早期健全化基準	財政再生基準
令和 6 年度	—	19.11	30.00
令和 5 年度	—	19.16	
令和 4 年度	—	19.19	

一般会計及び特別会計の実質収支額は、一般会計が5億4,680万円、国民健康保険特別会計（事業勘定）が1,880万9,000円、国民健康保険特別会計（直営診療施設勘定）が19万8,000円、交通災害共済特別会計が216万7,000円、介護保険特別会計（事業勘定）が1億3,613万3,000円、介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）が3万5,000円、後期高齢者医療特別会計が31万8,000円で、そのいずれも黒字である。

また、法適用企業の水道事業会計は12億6,576万7,000円の剰余額があり、連結実質赤字比率は、基準値である0.0%未満であることから、表示すべき数値は、生じていない。

(3) 実質公債費比率

(単位：%)

年 度	実質公債費比率	早期健全化基準	財政再生基準
令和 6 年度	7.0	25.0	35.0
令和 5 年度	7.0		
令和 4 年度	6.8		

一般会計等が負担する、元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模

などに対する比率である実質公債費比率は、7.0%であり、早期健全化基準25.0%を大きく下回っている。

また、市債発行に関する県の許可対象となる18.0%に対しても、これを大きく下回っている。

(4) 将来負担比率

(単位：%)

年 度	将来負担比率	早期健全化基準	財政再生基準
令和 6 年度	—	350.0	
令和 5 年度	—		
令和 4 年度	—		

地方債残高のほか、一般会計等が将来負担すべき、実質的な負債の標準財政規模に対する比率である将来負担比率は、マイナスとなり、0.0%未満である。

これは、将来負担すべき債務を基金等の充当可能財源及び基準財政需要額に算入される公債費などの充当可能財源の額が上回っており、本市が将来負担すべき実質的な負債がない状況を示している。

このようなことから、表示すべき数値は、生じていない。

(5) 資金不足比率

(単位：%)

会 計 名	資 金 不 足 比 率			経 営 健 全 化 基 準
	令 和 6 年 度	令 和 5 年 度	令 和 4 年 度	
水道事業会計 (法適用企業)	—	—	—	20.0

法とは、地方公営企業法である。

水道事業会計の資金不足比率は、事業費の規模に対する資金不足を示したものであるが、流動負債（企業債を引いた額）から流動資産（貸倒引当金を引いた額）を引いた資金不足額は△12億6,576万7,000円となり、資金不足が生じていないことから、表示すべき数値も生じていないところであり、健全な状態が保たれている。

6 総合意見

令和 6 年度阿久根市歳入歳出決算に係る健全化判断比率及び公営企業（阿久根市水道事業）会計決算に係る資金不足比率に関する意見は、前述

のとおりであり、財政健全化の判断基準となる全ての項目において、健全化判断比率の基準値を大きく下回っており、財政の健全性が保たれていると認める。

今後とも、本市の施策の総合戦略である「阿久根市まちづくりビジョン（令和7年度～令和11年度）」を推進しながらも、将来の財政負担を見据え、計画的な基金の造成及び地方債の借入を行いながら、計画されている大規模事業に対しては、必要な財源の手立てを着実に行うなど、持続的な健全財政の堅持に努められたい。

また、水道事業会計に係る資金不足比率についても、流動資産が流動負債を大きく上回っており、現在のところ、経営上の問題はないと考えるところである。

しかしながら、令和2年度の簡易水道事業の統合以来、営業収支に損失が生じている状態が続いていることもあり、老朽管更新等の水道施設の計画的な改修等を進めていくためにも、現在の水道事業の経営状況の分析、検証等を総合的に行い、経営改善への取組を着実に実施して、持続的で安定した事業経営を推進されたい。